

# 山梨県公報

第 二 千 百 九 十 号  
 平 成 二 十 三 年  
 十 二 月 十 五 日  
 木 曜 日

## 目 次

告示

山梨県条例に基づく地方バス路線の指定…………… 八四一

道路の区域変更(二件)…………… 八四二

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… 八四二

公告

指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(三件)…………… 八四三

指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知…………… 八四五

県営土地改良事業の計画変更に伴う公告…………… 八四五

公共測量の実施…………… 八四五

公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正…………… 八四五

技能検定員等審査の実施…………… 八五三

## 告 示

### 山梨県告示第五百六号

山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)附則第十二条の五第二項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を、次のとおり指定する。

平成二十三年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

運行系統名	起点	主な経由地	終点
一 市立甲府病院～甲府駅～竜王駅	市立甲府病院	甲府駅	竜王駅
二 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ

ツ公園	敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学部附属病院
四	敷島(営)～グリーンライン～昇仙峡滝上	敷島営業所	グリーンライン	昇仙峡滝上
五	敷島(営)～竜王駅～昇仙峡口	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口
六	敷島(営)～御所循環～敷島(営)	敷島営業所	御所循環	敷島営業所
七	敷島(営)～駿台今井キャンパス	敷島営業所		駿台今井キャンパス
八	敷島(営)～伊勢町～アイメッセ	敷島営業所	伊勢町	アイメッセ
九	敷島(営)～山梨英和大学～石和温泉駅	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
十	敷島(営)～後屋～山梨医大病院	敷島営業所	後屋	山梨大学医学部附属病院
十一	甲府駅～後屋～山梨医大病院	甲府駅	後屋	山梨大学医学部附属病院
十二	敷島(営)～中央病院～芦安	敷島営業所	中央病院	芦安
十三	甲府駅～十五所～鯉沢(営)	甲府駅	十五所	鯉沢営業所
十四	小笠原車庫～十五所～甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅
十五	平岡あやめヶ丘～西野～中央病院	あやめヶ丘団地	西野	中央病院

十六	勝沼～田中～甲府駅	勝沼	田中	甲府駅
十七	韮崎～増富温泉郷	韮崎営業所		増富温泉郷
十八	韮崎駅～敷島～甲府駅	韮崎駅	敷島	甲府駅
十九	韮崎駅～大草～甲府駅	韮崎駅	大草	甲府駅
二十	内野線	富士山駅	お宮橋 内野	富士山駅
二十一	平野線	富士山駅	膳棚 ファナ ツク	平野
二十二	平野線	富士山駅	内野 旭日丘	平野
二十三	西湖民宿線	富士山駅	西湖	西湖民宿
二十四	大石線	富士山駅	河口局前	芦川農産物直 売所

**山梨県告示第五百七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十四年一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

南都留郡富士河口湖町大字河口字産屋ヶ崎	区	間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
			八・八		二二〇・八

二七一六番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字河口字産屋ヶ崎 二七一六番の一地先まで	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	二二一・二二	二二一・六 三六・一		二二〇・八

**山梨県告示第五百八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩平窪平線
- 三 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		新	旧	
		六・〇 二〇・〇	六・〇 二〇・〇	三三三・〇 三三三・〇
		六・〇 四一・〇		三三三・〇

山梨市牧丘町西保下字法喻庵一三六五番の  
一地先から  
山梨市牧丘町西保下字法喻庵一四五二番の  
四地先まで

**山梨県告示第五百九号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
北杜市	古杣川 1	土石流	次の図のとおり (図面省略)
	古杣川 2	土石流	
	古杣西沢 1	土石流	
	古杣西沢 2	土石流	

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北杜市	古杣川 1	土石流	次の図のとおり
	古杣川 2	土石流	
	古杣西沢 1	土石流	
	古杣西沢 2	土石流	

公 告

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を韮崎市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
韮崎市神山町鍋山字八ッ俣二五二〇の二	向山正保

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年十一月七日農林水産省告示第二千二百十七号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市高根町清里字日影田一三〇八	清水嘉市郎

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
北杜市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十三年十一月七日農林水産省告示第二千二百十六号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を関係町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町大崩字三ツ石五四六の一	佐野種治、佐野忠吉、佐野伝太郎、佐野伴甫、佐野源一、佐野和兵衛、佐野重孫、佐野重良、佐野儀一、佐野佐吉、佐野米作、佐野熊太郎、佐野泰作
南巨摩郡身延町横根中字上の山二三三三	長坂義守、長坂捻吉、望月三

南巨摩郡身延町横根中字上の山二三三四の一（次の図に示す部分に限る。）

南巨摩郡身延町横根中字上の山二三三四の六、二三三四の七

南巨摩郡身延町横根中字上の山二三三五の二

南巨摩郡身延町横根中字上の山二三三六の二

南巨摩郡身延町椿草里字大小屋九五六

長坂捻吉、武田三一、望月三作、佐田廉五郎、杉山千代吉、依田廉五郎、市川総右工門、望月当徳、長坂吉三、窪田浦次郎

南巨摩郡身延町椿草里字泥里八六七

松野りの

南巨摩郡富士川町十谷字東方治向二三二九

松野国雄

南巨摩郡身延町大崩字大寸場五九〇、六〇七、字奈向四四三

榊市川銀行

南巨摩郡身延町大崩字後山六五七、字大寸場五六一

黒阪しつゑ

南巨摩郡身延町大崩字大寸場五六三

早苗清治

南巨摩郡身延町大島字堀切六三四四

長谷川周吉

大島区

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十三年十一月七日農林水産省告示第二千二百十八号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を南アルプス市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十三年十二月十五日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南アルプス市築山字金山八九三	和泉春子

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十三年十一月七日山梨県告示第四百六十号

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（葎崎双葉地区畑地帯総合整備事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。  
平成二十三年十二月十五日

一 縦覧書類  
変更後の県営土地改良事業計画書の概要

二 縦覧期間  
平成二十三年十二月十六日から二十四年一月二十日まで

三 縦覧場所  
葎崎市役所 甲斐市役所

四 意見書の提出方法  
この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、中北農務事務所長あて書面で提出して下さい。

● 公共測量の実施  
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十三年十一月三十日付けで甲府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
平成二十三年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 東北地方太平洋沖地震に伴う街区基準点の成果補正
- 二 作業期間 平成二十三年十二月二十二日から平成二十四年三月三十日まで
- 三 作業地域 甲府市内

### 公安委員会

山梨県公安委員会告示第百二十四号  
信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委



二五七	削除					南甲府 平成二三年一月十五日 告示第一二四号
-----	----	--	--	--	--	------------------------------

に改める。  
別表第五中

二四〇	都市計 画道路 愛宕町 下条線	甲府市荒川一丁目八番三三号先(荒川一丁目交差点)	東進する車両	終日	甲府	平成二三年四月八日 告示第二七号
-----	--------------------------	--------------------------	--------	----	----	---------------------

を

二四〇	都市計 画道路 愛宕町 下条線	甲府市荒川一丁目八番三三号先(荒川一丁目交差点)	東進する車両	終日	甲府	平成二三年四月八日 告示第二七号
二四二	市道	甲府市小瀬町一番地先(市道同士の三差路交差点)	東進する車両 (軽車両を除く。)	土曜、日曜、休日を除く七時から八時三〇分まで	南甲府	平成二三年一月十五日 告示第一二四号

に改める。  
別表第六中

五三三	県道小 石和市 部線	笛吹市石和町市部一、一七三番地先(八田交差点・左折導流)	北進する車両	終日	笛吹	平成二二年一月十五日 告示第一一六号
-----	------------------	------------------------------	--------	----	----	-----------------------

部						
---	--	--	--	--	--	--

五三三	県道小 石和市 部線	笛吹市石和町市部一、一七三番地先(八田交差点・左折導流部)	北進する車両	終日	笛吹	平成二二年一月十五日 告示第一一六号
-----	------------------	-------------------------------	--------	----	----	-----------------------

を

五四四	市道	甲府市小瀬町三三二番地一先(県道甲府精進湖線と市道との丁字路交差点)	南進する車両 (軽車両を除く。)	土曜、日曜、休日を除く七時から八時三〇分まで	南甲府	平成二三年一月十五日 告示第一二四号
五二五	市道	甲斐市竜王八六番地一先(国道二〇号と市道との丁字路交差点)	東進する車両	終日	韮崎	平成二三年一月十五日 告示第一二四号

に改める。  
別表第十中

九四四	国道二〇号線	東八代郡御坂町成田一、三四八番地の一先(国道一三七号線への出口)			石和	四九・四・一一六号
九四五	国道二〇号線	東八代郡御坂町成田一、三六五番地先(国道一三七号線からの入口)			石和	四九・四・一一六号

を

九四四	県道栗 合成田 線	笛吹市御坂町成田一、三七六番 地一先（長塚交差点）	七	笛吹	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
九四五	削除			笛吹	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号

二、三五九	県道 大月奥 多摩線	大月市大月一丁目二番一七号浜 野屋旅館南側交差点	四	大月	五四・一一・一 七 四八号
-------	------------------	-----------------------------	---	----	---------------------

二、三五九	県道大 月停車 場線	大月市大月一丁目八番一先（ 大月駅前ロータリー出入口）	一	大月	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
-------	------------------	--------------------------------	---	----	----------------------------

二、四二七	県道 敷島竜 王線	中巨摩郡敷島町境二番地の一 先（敷島北小学校通学路）	一	甲府	五五・八・一一 三五号
-------	-----------------	-------------------------------	---	----	----------------

二、四二七	県道敷 島竜王 線	甲斐市境一六番地一先（県道敷 島竜王線と市道との十字路交差 点）	一	斐崎	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
-------	-----------------	--	---	----	----------------------------

二、五七八	県道 高瀬富 沢線	南巨摩郡富沢町福士二七〇〇番 地の五四先（マルミ寝具店前）	一	南部	五六・六・一〇 三五号
-------	-----------------	----------------------------------	---	----	----------------

二、五七八	削除			南部	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
-------	----	--	--	----	----------------------------

二、六七九	市道	富士吉田市下吉田八六番地先 （神山商店前）	二	富士 吉田	五六・一一・九 五五号
-------	----	--------------------------	---	----------	----------------

二、六七九	市道	富士吉田市下吉田二、一〇九番 地先（山梨県富士工業技術セン ター北西側交差点）	二	富士 吉田	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
-------	----	---	---	----------	----------------------------

二、七三七	市道 小瀬二 号線	甲府市上今井町四七四番地の二 先（山城小学校前交差点）	三	南甲 府	五七・一一・一 六 五四号
-------	-----------------	--------------------------------	---	---------	---------------------

二、七三七	市道	甲府市上今井町四七四番地二先 （山城小学校前交差点）	二	南甲 府	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
-------	----	-------------------------------	---	---------	----------------------------

五、三五七	県道甲 斐中央 線	甲斐市大下条一、六一六番地四 先（丁字路交差点）	二	斐崎	平成二十三年一 月一五日 告示第一一六号
-------	-----------------	-----------------------------	---	----	----------------------------

--	--	--	--	--	--

五、三五七	県道甲斐中央線	甲斐市大下条一、六一六番地先（県道甲斐中央線と市道との丁字路交差点）	一	葦崎	平成二十三年一月十五日 告示第一二四号
-------	---------	------------------------------------	---	----	------------------------

五、三八六	町道	南都留郡富士河口湖町船津六五番地先（町道同士の十字路交差点）	三	富士吉田	平成二十三年九月十五日 告示第九一号
-------	----	--------------------------------	---	------	-----------------------

五、三八七	市道	甲府市飯田五丁目八番一五号先（県立中央高等学校北西丁字路交差点）	一	甲府	平成二十三年一月十五日 告示第一二四号
-------	----	----------------------------------	---	----	------------------------

五、三八八	国道一四〇号	甲府市下曾根町一、一四六番地先（国道一四〇号と市道との十字路交差点）	二	南甲府	平成二十三年一月十五日 告示第一二四号
-------	--------	------------------------------------	---	-----	------------------------

五、三八九	市道	南アルプス市上宮地五八六番地一先（市道同士の十字路交差点）	一	南アルプス	平成二十三年一月十五日 告示第一二四号
-------	----	-------------------------------	---	-------	------------------------

五、三九〇	県道高瀬富士線	南巨摩郡南部町富士二、七三二番地先（県道高瀬富士線と町道との十字路交差点）	二	南部	平成二十三年一月十五日 告示第一二四号
-------	---------	---------------------------------------	---	----	------------------------

に改める。  
別表第十四中

六九二	町道	中巨摩郡榑形町上宮地五八三番地の	二、一八六	高速車 中速車	五〇	小笠原	平二・一
-----	----	------------------	-------	------------	----	-----	------

		三先（「横内重之」方南側交差点）から中巨摩郡榑形町十五所四七八番地先（久円寺前交差点）まで				第一号
--	--	---	--	--	--	-----

六九二	市道	南アルプス市十五所四七四番地先（久円寺前交差点）から南アルプス市落合四四四番地一先（市道同士の十字路交差点）までの両側	六、七五一	車両（原付・けん引を除く）	南アルプス	平成二十三年一月十五日 告示第一二四号
-----	----	---	-------	---------------	-------	------------------------

一、六三〇	市道榑形甲西増穂線	南アルプス市小笠原八八四番地先から南アルプス市落合八八五番地先（落合駐在所西交差点）までの両側	三、〇〇〇	車両（原付・けん引を除く）	南アルプス	平成二十七年一月十日 告示第九六号
-------	-----------	---	-------	---------------	-------	----------------------

一、六三〇	削除				南アルプス	平成二十三年一月十五日 告示第一二四号
-------	----	--	--	--	-------	------------------------

一、六 三八	市道櫛形甲西増穂線	南アルプス市落合八八五番地先（落合駐在所西交差点）から南アルプス市落合四四四番地一先までの両側	八八〇	車両（原付・けん引を除く）	南アルプス	平成一八年七月一日 告示第六四号
-----------	-----------	---	-----	---------------	-------	---------------------

一、六 三八	削除				南アルプス	平成二三年一月一日 告示第一二四号
-----------	----	--	--	--	-------	----------------------

一、六 九四	国道一三七号	南都留郡富士河口湖町河口二、四六八番地八先（旧国道一三七号との分岐点）から南都留郡富士河口湖町河口二、四七六番地先（富士見橋北詰）までの両側	一、六八六	車両（原付・けん引を除く）	富士吉田	平成二三年九月一日 告示第九一号
-----------	--------	--	-------	---------------	------	---------------------

一、六 九四	国道一三七号	南都留郡富士河口湖町河口二、四六八番地八先（旧国道一三七号との分岐点）から南都留郡富士河口湖町河口二、四七六番地先（富士見橋北詰）	一、六八六	車両（原付・けん引を除く）	富士吉田	平成二三年九月一日 告示第九一号
-----------	--------	---	-------	---------------	------	---------------------

一、六 九五	市道	（）までの両側 甲府市上曾根町一、八一二番地一先（国道一四〇号と市道との丁字路交差点）から甲府市上曾根町一、八九七番地先（県道甲府精進湖線と市道との丁字路交差点）までの両側	三五五	車両（けん引を除く）	南甲府	平成二三年一月一日 告示第一二四号
-----------	----	---	-----	------------	-----	----------------------

に改める。  
別表第十六中

一、二九四	町道	東八代郡中道町上曾根一、八六八番地先（小田切典栄方西側）	南甲府	四九・一一・八四八号
一、二九五	町道	東八代郡中道町上曾根三、二〇一番地先（大須賀肥料店西側）	南甲府	四九・一一・八四八号

一、二九四	削除		南甲府	平成二三年一月十五日 告示第一二四号
一、二九五	削除		南甲府	平成二三年一月十五日 告示第一二四号

一、二九七	町道	東八代郡中道町上曾根三、二八〇番地先（小池商店東側）	南甲府	四九・一一・八四八号
-------	----	----------------------------	-----	------------

一、二九七	削除		南甲府	平成二十三年十二月十五日 告示第一二四号
-------	----	--	-----	-------------------------

三、三八三	市道 さつき 通り線	大月市御太刀一丁目一番一七号 浜野屋旅館南側	大月	大月 五四・一・二五 三号
-------	------------------	---------------------------	----	---------------------

三、三八三	削除		大月	平成二十三年十二月十五日 告示第一二四号
-------	----	--	----	-------------------------

四、五三九	町道 新農免 道路	中巨摩郡榑形町上宮地五八七番 地の一先(西進する車両)(横 内一方北側)	小笠原	五六・三・一八 一七号
-------	-----------------	--	-----	----------------

四、五三九	削除		南アル プス	平成二十三年十二月十五日 告示第一二四号
-------	----	--	-----------	-------------------------

五、一三〇	市道	甲府市小瀬町一番地先(小林章 一方南側)	南甲府	五七・三・八 一四号
-------	----	-------------------------	-----	---------------

一五、一三〇	削除		南甲府	平成二十三年十二月十五日 告示第一二四号
--------	----	--	-----	-------------------------

一〇、三八四	町道	中巨摩郡榑形町小笠原八八四番 地先(斉藤譲方西側・北進車両 )	小笠原	平成二十四年四月 四日 告示第一八号
--------	----	---------------------------------------	-----	--------------------------

一〇、三八四	削除		南アル プス	平成二十三年十二月十五日 告示第一二四号
--------	----	--	-----------	-------------------------

一一、五八二	町道	南巨摩郡南部町南部八、四五七 番地先(町道同士の丁字路交差 点・西進車両)	南部	平成二十三年九月 十五日 告示第九一号
--------	----	---	----	---------------------------

一一、五八二	町道	南巨摩郡南部町南部八、四五七 番地先(町道同士の丁字路交差 点・西進車両)	南部	平成二十三年九月 十五日 告示第九一号
--------	----	---	----	---------------------------

一一、五八三	市道	甲府市上曾根町一、八六八番地 先(中道北小入口交差点北側・ 南進車両)	南甲府	平成二十三年十二月十五日 告示第一二四号
--------	----	---	-----	-------------------------

一一、五八四	市道	甲府市上曾根町三、二〇一番地 先(中道北小入口交差点南側・ 北進車両)	南甲府	平成二十三年十二月十五日 告示第一二四号
--------	----	---	-----	-------------------------

一一、五八五	市道	甲府市下曾根町一、一三七番地	南甲府	平成二十三年十二月十五日 告示第一二四号
--------	----	----------------	-----	-------------------------

一一、五八六	市道	南アルプス市上宮地五八六番地 一先(市道同士の十字路交差点 ・南進車両)	南アル プス	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
一一、五八七	市道	南アルプス市上宮地九七六番地 一先(市道同士の十字路交差点 ・北進車両)	南アル プス	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
一一、五八八	市道	南アルプス市上宮地一、〇一二 番地一先(市道同士の三差路交 差点・南進車両)	南アル プス	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
一一、五八九	市道	南アルプス市小笠原二、六一〇 番地先(大神山橋南詰十字路交 差点・東進車両)	南アル プス	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
一一、五九〇	市道	南アルプス市小笠原二、六〇六 番地先(大神山橋南詰十字路交 差点・西進車両)	南アル プス	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
一一、五九一	市道	南アルプス市榎原七二三番地先 (市道同士の十字路交差点・西 進車両)	南アル プス	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
一一、五九二	市道	甲斐市境一〇番地先(県道敷島 竜王線と市道との十字路交差点 ・東進車両)	葎崎	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
一一、五九三	市道	甲斐市境一六番地一先(県道敷 島竜王線と市道との十字路交差 点・西進車両)	葎崎	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
一一、五九四	町道	南巨摩郡南部町福士二八、五〇 九番地先(南部教員住宅東側・	南部	平成二十三年二 月一五日

一一、五九五	市道	東進車両)	告示第一二四号
一一、五九六	市道	大月市御太刀一丁目二番三三 号先(大月駅前ロータリー)	平成二十三年二 月一五日 告示第一二四号
六五二	町道 櫛形七 号線	中巨摩郡櫛形町 十五所四七八番 地先(久円寺前 交差点)から中 巨摩郡櫛形町桃 園一、三六一番 地の一先(加藤 武政方前交差点 )までの両側	小笠 原 六二・一 一・二六 三八号
六五二	市道	南アルプス市十 五所四七四番地 先(久円寺前交 差点)から南ア ルプス市落合八 八五番地先(落 合駐在所西交差 点)までの両側	南ア ル 平成一三 年一二月 一五日 告示第一 二四号
一、三三七	市道 櫛形 甲西 増穂線	南アルプス市小 笠原八八四番地 先から南アルプ ス市落合八八五 番地先(落合駐 在所西交差点)	南ア ル 平成一七 年一〇月 二〇日 告示第九 六号

に改める。  
別表第十七中



三 受付期間及び場所  
山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

1 期間

平成二十四年一月四日(水)から平成二十四年一月十三日(金)まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
二万四千七百円

(二) 普通自動車免許  
二万五百円

(三) 特定第一種運転免許  
一万四千円

(四) 大型自動車第二種免許等  
二万二千四百五十円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
一万五千六百五十円

(二) 普通自動車免許  
一万二千五百円

(三) 特定第一種運転免許  
九千五百円

(四) 大型自動車第二種免許等  
一万三千三百円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課

(電話〇五五(二八五)〇五三三内線五九二)に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申請すること。